

2019年度就職・採用活動において特にご留意を頂きたい事項

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始：2019年 3月 1日以降

採用選考活動開始：2019年 6月 1日以降

正式内定日：2019年10月 1日以降

※「学校推薦書」は、2019年 6月 1日以降に発行します。

(2) 「企業説明会」の実施について

企業説明会の実施は広報活動開始の3月1日以降にお願いします。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動は学期期間中であるため、授業、試験、教育実習等と採用選考が重複する場合には、学生からの求めに応じて選考日時の変更等のご対応を頂きたく存じます。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

学生の応募書類は、履歴書・写真・自己紹介書、成績証明書（卒業見込証明書を含む）とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む書類、特に「戸籍謄（抄）本」「住民票」等の提出を求めないようお願いします。また採用面接においても就職差別につながる恐れのある質問等は、お控え頂くようお願いいたします。（採用選考情報はあらかじめ明示して頂きますと幸いです。）

(5) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に内々定を行うこと
- ② 正式内定開始日前に内定受諾意思確認の書類提出を求めること（内定承諾書、誓約書等）
- ③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束した選考会や行事等を行うこと
- ④ 内々定と引き替えに、他の就職活動の取りやめを強要するようなハラスメント的な行為

(6) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨の徹底をお願いします。（総合職採用における女子学生への配慮等。）

(7) インターンシップについて

広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や、実質的な選考活動と捉えられるような行事等は慎んで頂きますようお願いいたします。また、1日限りで就業体験を伴わないもの（いわゆる「ワンデーインターンシップ」など）もあることから、極力、本来の趣旨を踏まえたインターンシップの実施にご協力ください。

(8) 大学等の所在地等への配慮について

大学の所在地や学生の居住地が遠方であることが採用選考に不利とならないようご配慮頂きますようお願いいたします。

(9) 学生の健康状態への配慮について

梅雨や夏季の採用選考活動の時期は、学生のクールビズ等への配慮を明示して頂きますと幸いです。

以上